

伊達市「伊達なふるさと大使」設置要綱

(設置)

第1条 本市の魅力を広く市内外に紹介することで本市のイメージアップ及び観光振興を図り、交流人口・定住人口の増加に資するため、「伊達なふるさと大使」(以下「大使」という。)を置く。

(任務)

第2条 大使の役割は、次のとおりとする。

- (1) 広く市内外に本市の魅力を紹介し、イメージアップを図ること。
- (2) 本市のイメージアップに資する提言や情報提供を行うこと。

(委嘱)

第3条 市長は、伊達市の魅力を広く市内外に紹介することが期待できる個人又は団体で、伊達市を応援しようとする意思を有する者を大使として委嘱する。

(任期)

第4条 大使の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときは、大使を解任することができる。

(報酬)

第5条 大使に対する報酬は支給しない。ただし、市長が必要と認める経費については、予算の範囲内で支給することができる。

2 市長は、大使が第2条に規定する活動のために必要な、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 大使用名刺
- (2) 観光リーフレット・パンフレット
- (3) 市の行政情報
- (4) 市の物産品
- (5) その他市長が特に認めるもの

(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、市長直轄秘書広報課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。